

令和5年度

緑区子育て支援活動事業補助金のご案内

補助金交付対象グループを募集しています！

【募集期間】 令和5年1月18日(水)～2月17日(金)



子育て支援活動を行いたい！「親子の居場所」の提供を行いたい！など地域の子育て支援を行いたいというグループは、是非この支援制度を活用してみてください。



*緑区子育て支援活動事業補助金とは

未就学の子どもとその保護者を対象として子育て支援活動を行う団体（グループ）に対し、5万円を上限としてその経費の一部を補助します！

※ 申請には、対象となるグループと活動に条件があります。

詳しくは、募集要項・申請書様式等を御覧ください。

緑区役所こども家庭支援課、緑区地域子育て拠点、親と子のつどいの広場で配布しています。

また、緑区役所ホームページからもダウンロードできます。



『自分のグループの活動は対象になるの？』

『グループを立ち上げたいけど、補助金はもらえるの？』

などの疑問をお持ちでしたらぜひお問合せください。♪

補助金交付の対象となるグループや活動条件などの制度をご説明します。

【申込・問い合わせ先】：緑区こども家庭支援課 子育て支援活動事業補助金担当

電話 930-2332 FAX 930-2435

この補助金は、令和5年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。
予算の議決がされないときは成立しません。

補助対象となるグループ

子育てを支援するための交流活動を行ったり、手遊び、読み聞かせ、人形劇、わらべうた等を行う活動や親子の居場所の提供を行うグループです。グループは次の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 主に緑区民で構成され、自主的に運営されていること。
- (2) 緑区内の会場で、活動していること。
- (3) 対象者を限定せずに、広く緑区民へ継続的に募集していること。
- (4) 参加者から参加費を徴収していること。
- (5) 補助対象期間中に、参加者を募集する子育て支援活動を10回以上行うこと。
- (6) 外部講師を主体とした活動でないこと。

補助の対象となる経費

活動に要する経費で、(1)～(7)に当てはまるものです。

- (1) 会場費及び物品の利用料
- (2) 広報用のチラシ、ポスター等の印刷費
- (3) 郵送料、インターネットなどを活用した活動に伴う通信運搬費
- (4) グループが子育て支援活動のために加入する保険料。
- (5) 食料品を除く材料費
- (6) 事務用の消耗品費
- (7) 講師等会員以外の協力者の謝礼

補助金額

補助金額は、補助対象総経費の3分の2を上限とします。また、50,000円が上限です。

※ 審査の結果により、補助金額を調整する場合がありますので、御了承ください。

◎詳細は、募集要項・説明資料等をご覧ください。